

総 統 企 第 3 1 5 号

平成13年12月14日

統計審議会会長

竹 内 啓 殿

総 務 大 臣

片 山 虎 之 助

諮問第279号

作物統計調査等農作物等の生産に関する統計調査の改正について

標記について、統計法施行令（昭和24年政令第130号）第1条の3及び統計報告調整法施行令（昭和27年政令第396号）第1条の2の規定に基づき、統計審議会の意見を求める。

理 由

農林水産省は、作物統計調査（指定統計第37号を作成するための調査）及び養蚕収繭量統計調査（指定統計第38号を作成するための調査）並びに農作物の生産に関する統計報告の徴集について、農作物等の輸入動向や消費構造の変化に伴う生産動向の変化、政策ニーズの変化等を踏まえ、農作物等の生産実態等の的確な把握と統計体系の整備、調査の効率化等を図る観点から、以下の改正を行うことを計画している。

- 1) 作物統計調査については、平成14年4月以降、調査対象品目の見直し、調査方法の変更等を行うとともに、別途統計報告の徴集として実施している工芸農作物調査等を統合した上で、引き続き、指定統計調査として実施する。ただし、小豆等一部の調査対象品目に関する調査については、作物統計調査から除外し、別途統計報告の徴集として実施する。
- 2) 養蚕収繭量統計調査については、平成14年4月以降、指定統計調査から統計報告の徴集へ変更し、調査の一部中止、調査対象範囲の縮小、調査対象数の削減等を行った上で実施する。

今回の改正計画については、諮問第242号の答申「統計行政の新中・長期構想」において「農林水産業をめぐる諸変化の下で、農林水産統計の重点化を図りつつ、簡素効率化を進める」こと等が提言されていることを踏まえ、検討する必要がある。